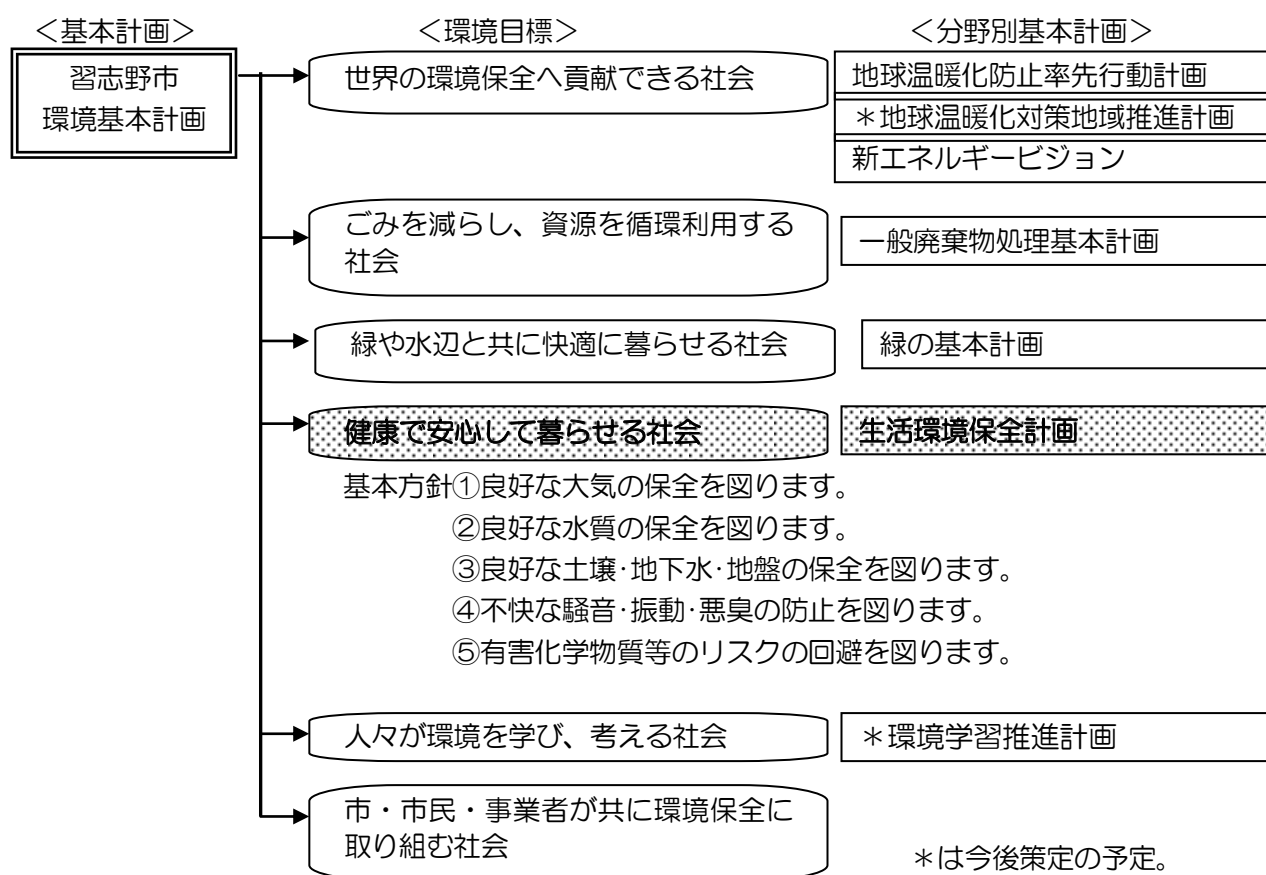


第1部 概要

1 計画策定の目的

習志野市は、平成11年に制定した「習志野市環境基本条例」に基づき、平成19年3月に環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「習志野市環境基本計画」（以下「環境基本計画」という）を策定しました。環境基本計画では、習志野市のまちづくりにおける環境面からの指針を示し、環境保全の各分野について、環境目標を定めました。このなかで公害関連分野の環境目標として「健康で安心して暮らせる社会」を掲げ、併せて「良好な大気」等5点の基本方針を示しました。「習志野市生活環境保全計画」（以下「本計画」という）はこの実現に向け、「環境基本計画」に基づく公害関連分野における分野別基本計画として策定するものです。



2 期間及び対象

1) 期間

本計画の期間は、環境基本計画にあわせ、平成21年度から32年度までの12年間とし、前期（平成21年度～23年度）、中期（24年度～28年度）、後期（29年度～32年度）とし、各期ごとに、また公害関係法令の改正時等必要に応じて見直しをします。

2) 対象

本計画の対象は、環境基本法第2条第3項に公害として定義されるもの（いわゆる典型7公害、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）を、環境基本計画の基本方針にあわせ以下の5つに大別しました。

- ①大気 ②水質 ③地質（土壌・地下水・地盤） ④騒音・振動・悪臭 ⑤有害化学物質等

なお、有害化学物質は、厳密には典型7公害のうちのいずれかに区分できるものですが、複数の区分にまたがるもの（ダイオキシン類）や、その対策が環境分野だけに収まらないもの（アスベスト）があることから、本計画では「有害化学物質等」として扱いました。

また、公害苦情相談については、近年、事業活動に対するものに比べ、人の活動に対するものが多く寄せられている傾向にあります。これら人の活動に対するものは、法令や条例に規制値の定めが無いため、その対応は難しいものがあります。このことから苦情相談の対応については、典型7公害とは別に項目を設け、対応方針を示しました。

3 計画策定の基本方針

1) 環境状況の把握

昭和45年習志野市は「習志野市公害防止条例」を制定し、これまで公害問題の解決に取り組んできました。

その結果、当時の環境の状況と比べると、現在は改善の傾向がみられ、環境基準を達成した項目も多くあり、一見公害は影をひそめたかに思えます。しかし、実情は著しい大気汚染などは無くなったものの、代わってトリクロロエチレン等による土壌及び地下水汚染やアスベスト問題などが起こってきました。これらは、当時は問題が無いとして使われていた物質が、その後の研究により、人の健康被害を引き起こすものであったことが判明したことによるものです。この事実は、現状の環境の中に、今後顕在化する公害問題があることの可能性を示すものです。また、現在は環境基準を達成している項目について、これを理由に今後一切の調査を中止してよいことにはなりません。

また、法令上、習志野市に課せられているのは、典型7公害のうち騒音・振動・悪臭で、大気や水質については県の所管とされますが、市民の健康を守る立場からは、大気や水質を含めた習志野市における環境についての調査を継続することで、常に現状を把握し、データを整備しておくこととします。

2) 未然防止を目的とした規制

習志野市は、市環境保全条例で、企業選定基準や工場施設設置の際の事前審査制（認可制）など、事業者に対し、法令には無い規制を実施してきました。これは、公害問題発生の未然防止を目的としたものです。また、規制基準値として、法令よりも厳しい数値を設定しているものもあります。

今後、規制対象となる施設の見直しや、規制基準値そのものの再検討をする時があると考えますが、その際も、未然防止を第一とし、市条例による規制をしていきます。

4 策定の方法

1) 現状の把握と課題の抽出

現状の把握については、対象項目ごとに主要な汚染物質を選定しました。平成19年度を現状として環境の実態把握と解析を行うとともに、過去のデータについては、必要に応じ、環境に関する調査が開始された1970年代からの経年的な変化を把握し、その変遷を示しました。また、千葉県等周辺の状況についても、参考として把握しました。併せて、現在までの環境を取り巻く状況の変化及び法令改正等の経過も整理しました。

現状を把握した上で、環境基準の達成状況、公害苦情件数、法令及び条例違反の状況等から、課題の抽出を行いました。

2) 目標値の設定

環境基準の達成・維持を基本とし、目標値を設定しました。環境基準の設定の無いものについては、できる限り数値化し、習志野市の環境の実態や特性を踏まえて、課題の解決に向けた目標値を設けました。

3) 目標値達成のための施策の策定

目標値達成に向け必要な施策と具体的な個々の事業を策定します。また、他の部署が所管する分野の事業についても、必要なものは掲げました。